 　　　△△△指定介護予防支援事業所運営規程（参考資料）

(事業の目的)

第１条　＊＊＊（以下「事業者」という。）が設置する△△△（以下「事業所」という。）において実施する指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者の生活機能改善の実現に向けて適切なサービスが選択できるよう目標志向型の計画を策定するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第２条　事業の運営に当たっては、利用者の自立を最大限に引き出す支援を行なうことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行えるように配慮する。

２　事業の運営に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている境などに応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス又は福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行うと共に、地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行う。

３　指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

４　事業の運営に当たっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努める。

 ５　事業の運営に当たっては、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図る。

６　前５項のほか、「大阪市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成26年3月4日大阪市条例第21号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称)

第３条　指定介護予防支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称:＊＊＊＊＊ケアプランセンター 

（２）所在地:大阪市＊＊区＊＊＊丁目＊＊番＊＊号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第４条　勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。 

（１） 管理者〇名(常勤職員・介護予防支援業務を兼務)

管理者は、所属職員を指揮監督し、指定介護予防支援の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。 

（２） 介護支援専門員〇名以上（常勤職員〇名、非常勤職員〇名）

利用者からの相談に応じ、及び利用者がその心身の状況や置かれている境などに応じて、本人や家族の意向を基に、介護予防サービスまたは施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

（３） 事務職員　○名（常勤または非常勤）

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第５条　営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日は※曜日から※曜日までとする。ただし、国民の祝日、 1 2月2 9日から1月3日

までを除く。 

（２）営業時間は、午前※時から午後※時※分までとする。 

（３）営業時間外においても緊急事態に際しては対応可能な体制を確保する。

（指定介護予防支援の提供方法及び内容）

第６条 「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成18年厚生省令第37号）」第29条及び第30条に定める取扱方針を遵守するものとし、指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

１　第３条に定める事業所内で来所・電話による相談を受ける他、利用者や家族等の居宅・居　所に出向いての相談を受ける。

２　課題分析の実施

（１）課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行　うものとする。

（２）　課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者　が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。

３　介護予防サービス・支援計画原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ介護予防サービス・支援計画の原案を作成する。介護予防サービス・支援計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス・支援計画上に位置づけるように努める。

４　サービス担当者会議等の実施

介護予防サービス・支援計画原案に位置付けた指定介護予防サービスの実施に当たっての　　サーピス担当者会議は第３条に定める事業所内で開催する他、利用者・家族の希望により利用者・家族の居宅等において開催、担当者に対する照会等により、介護予防サービス・支援計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

５　介護予防サービス・支援計画の確定

介護支援専門員は、介護予防サービス・支援計画に位置付けた指定介護予防サービス等に　ついて、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

６　サービス実施状況の継続的な把握及び評価

介護予防サービス・支援計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定介護予防サ　ービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、介護予防サービス・支援計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて介護予防サービス・支援計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

（指定介護予防支援の利用料等）

第７条　指定介護予防支援の利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

１　法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとする。

２　提供した指定介護予防支援について法定代理受領以外の利用料の支払を受けた場合、領収書及び指定介護予防支援提供証明書を交付する。

３　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

（１）実施地域を越えてから片道○○キロメートル未満 ※※※円

（２）実施地域を越えてから片道○○キロメートル以上 ※※※円

第８条　通常の事業の実施地域は、大阪市○○区、〇〇市、○○町、○○村の区域とする。

（衛生管理等）

第９条　事業者は、介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

２　事業者は、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

３　事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

（２） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（３） 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修 及び訓練を定期的に実施する。

(事故発生時の対応)

第10条　事業所は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、　速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

２　前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録を行うものとする。

３　利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第11条　指定介護予防支援の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、提供した指定介護予防支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村　が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業所は、提供した指定介護予防支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団　体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第12条　事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」　及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目　　的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条　事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

（１） 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用

して行うことができる）を定期的に開催するとともに、その結果について介護支援専

門員に周知徹底を図るものとする。

（２） 事業所における虐待の防止のための指針を整備するものとする。

（３） 事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施するものとする。

（４） 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

（５） 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。

（６） その他虐待防止のために必要な措置。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所介護支援専門員又は養護者（利用者の家族　等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第14条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の

提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変　更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条　事業所は、介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の　執務体制についても検証、整備する。

２　事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

（１）　採用時研修採用後〇ヶ月以内

（２）　継続研修年〇回

３　職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

４　職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

５　事業所は指定介護予防支援の提供に関する諸記録を整備し、介護予防サービス・支　　援計画の完了の日から5年間は保存するものとする。

６　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、事業者と当該事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

 　　　付 則　　この規程は令和〇年〇月〇日から施行する。